

和歌山県動物 愛護管理推進 計 画

平成20年3月

和歌山県

目 次

1 計画の要旨	・・・	1
(1) 計画の考え方	・・・	1
(2) 計画の期間	・・・	1
(3) 計画の目標	・・・	1
2 動物愛護を取り巻く現状と課題	・・・	2
(1) 動物を取り巻く状況	・・・	2
①動物飼養の現状	・・・	2
②犬・ねこの引取等の状況	・・・	3
ア 犬の引取等の状況	・・・	3
イ ねこの引取等の状況	・・・	5
ウ 犬及びねこの負傷動物の収容状況	・・・	6
③苦情・相談等	・・・	7
④動物取扱業	・・・	9
(2) 動物愛護の意識変化と社会的理解	・・・	10
①動物との絆と意識の変化	・・・	10
②動物への社会的理解	・・・	10
③アニマルセラピー	・・・	10
(3) 飼養水準の現状	・・・	11
①県動物愛護センターの事業	・・・	11
②獣医療の現状	・・・	12
③人と動物の感染症への取組	・・・	12
(4) 動物の危害及び遺棄・逸走	・・・	13
(5) 非常災害時における対応	・・・	15
3 動物愛護管理推進計画の目標と施策	・・・	16
動物愛護管理推進計画の具体的な数値目標	・・・	16
施策1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発	・・・	17
① 動物に対する正しい理解・飼い方の普及	・・・	17
ア 飼い方講習会の実施	・・・	17
イ ねこの屋内飼養の普及啓発	・・・	17
ウ 動物愛護教室・わうくらす・WAWFESTA（ワウフェスタ）・動物愛護フェスティバルの推進	・・・	17
② 動物愛護推進員制度	・・・	18
③ 動物愛護推進協議会の設置	・・・	19
④ 普及啓発媒体の効果的・効率的活用	・・・	19

施策2 動物管理の適正化	・・・	20
① 動物取扱業の管理・指導	・・・	20
ア 動物取扱業者の資質向上	・・・	20
イ 監視指導の強化	・・・	20
② しつけ方教室の普及	・・・	20
③ 多数の動物の飼養者への指導	・・・	20
④ 動物の遺棄及び逸走の防止	・・・	20
⑤ 犬の登録と狂犬病予防注射接種の啓発	・・・	21
⑥ 地域ねこ対策支援	・・・	21
⑦ 実験動物の適正な取扱いの推進	・・・	21
⑧ 産業動物の適正な取扱いの推進	・・・	21
施策3 動物処分頭数減少への取組	・・・	22
① 処分頭数の減少	・・・	22
ア 飼い主への返還率の向上及び収容動物の譲渡	・・・	22
イ 譲渡事業の充実・調査・研究	・・・	22
ウ 不妊・去勢措置の推進	・・・	22
施策4 危機管理対策	・・・	24
① 動物由来感染症予防及びまん延防止対策	・・・	24
ア 動物由来感染症の情報収集・分析・提供体制の整備	・・・	24
イ 動物由来感染症の疫学調査	・・・	24
② 災害時の対応	・・・	24
ア 被災地域における動物の保護	・・・	24
イ 避難所における動物の適正な飼育	・・・	24
ウ 動物救援センター（仮称）の設置	・・・	25
4 計画の推進	・・・	26
(1) 行政・民間団体等の役割分担と協働体制の整備	・・・	26
① 行政	・・・	26
ア 保健所・動物愛護センターの役割強化	・・・	26
イ 県による市町村への技術的支援及び市町村との連携	・・・	26
ウ 国、他府県との連携	・・・	26
② 民間団体等	・・・	26
(2) 計画の評価と見直し	・・・	27

1 計画の要旨

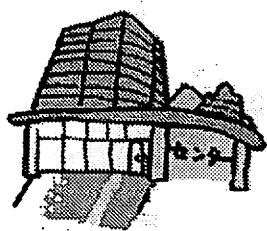
(1) 計画の考え方

近年、家庭における家族数が減少する中で、さびしさやストレスをいやし、安らぎと潤いを与えてくれるパートナーとして、愛情をもって動物を飼う方が多くなっています。

一方、一度飼養した動物が安易に捨てられたり、適正な飼養がなされていない事例が数多くあります。また、飼養できなくなった子犬、子ねこが遺棄されたことにより、鳴き声や汚物が地域で問題になるという事例も発生しています。

さらに、ペットブームに伴う動物取扱業者の増加やマンション等の密閉された環境における動物の飼養に伴う動物から人への疾病感染等、動物の保管や管理に関して解決すべき課題が増加してきています。

国においては、平成17年に「動物の愛護及び管理に関する法律」を改正し、都道府県に動物愛護管理推進計画の策定を義務づけしました。



本県では、動物愛護センターを中核にし、動物愛護、適正飼養の推進に努めてきたところですが、様々な問題も発生しており、「動物愛護管理推進計画検討委員会」を設立し、協議を行って参りました。

この計画では、国の定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に基づき、次の方針を柱にし、施策を推進していきます。

- 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発
- 動物管理の適正化
- 動物処分頭数減少への取組
- 危機管理対策



(2) 計画の期間

平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

(3) 計画の目標

県民のご理解を得て、本計画を着実に推進し

人と動物が共生する潤いのある社会づくり

をめざします。

2 動物愛護を取り巻く現状と課題

(1) 動物を取り巻く状況



① 動物飼養の現状

近年、ペットブームにより犬・ねこをはじめとした従来からの愛玩動物に加え、エキゾチック・アニマルと呼ばれる野生由来動物を飼養される方も増えています。

ペットショップでは、犬・ねこの他、ほ乳類（うさぎ、ハムスター、リス）・爬虫類（トカゲ、ヘビ、カメ）・鳥類（セキセイインコ、カナリア）等多くの種類の動物が販売されています。

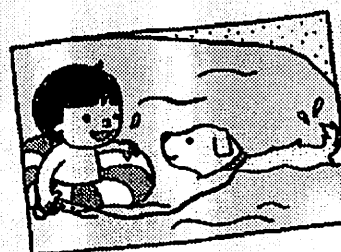
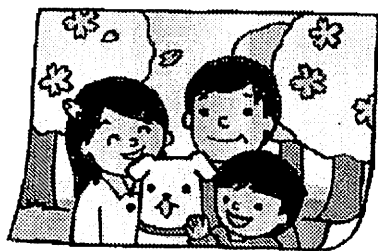
他にツキノワグマ・イヌワシ・オオワシなど特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）も県内で飼養されています。

また、インターネットによる情報提供や集合住宅等での飼養が容認傾向にあることなどから、これまでにないペットブームと呼ばれています。

ちなみに、本県では、狂犬病予防法による平成11年度末の犬の登録数は、43,350頭でしたが、平成18年度の犬の登録数は50,301頭に増えています（和歌山県人口：平成12年1,069,912人、380,698世帯・平成17年1,035,969人、384,880世帯）。

平成17年度の日本ペットフード工業会の調査では全国の登録数の約2倍の犬が飼養されていると言われています。そうすると本県では約100,000頭が飼養されていることになります。

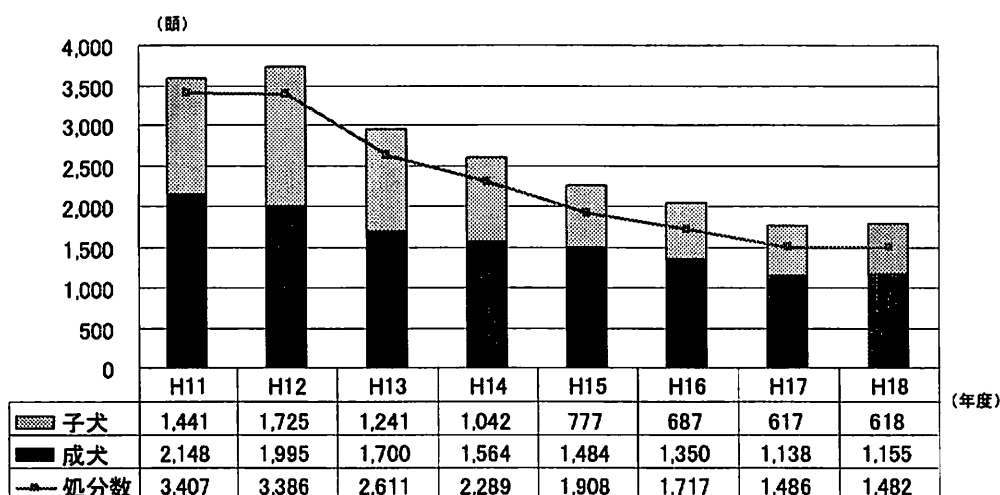
ねこは、平成12年度に県内の1,000世帯を抽出したアンケート調査結果では、約17%の世帯で飼養されていることから、最低約65,000匹以上が家庭で飼われていると推測されます。また、全国で犬と同じくらいのねこが存在するという推計もあります。



② 犬・ねこの引取等の状況

ア 犬の引取等の状況

犬の保護・引取及び処分数



注：犬の引取とは、飼い主の不明な犬、飼い主が種々の理由により飼えなくなり、保健所等に引き取られた犬です。犬の保護は狂犬病予防法により捕獲された野良犬です。

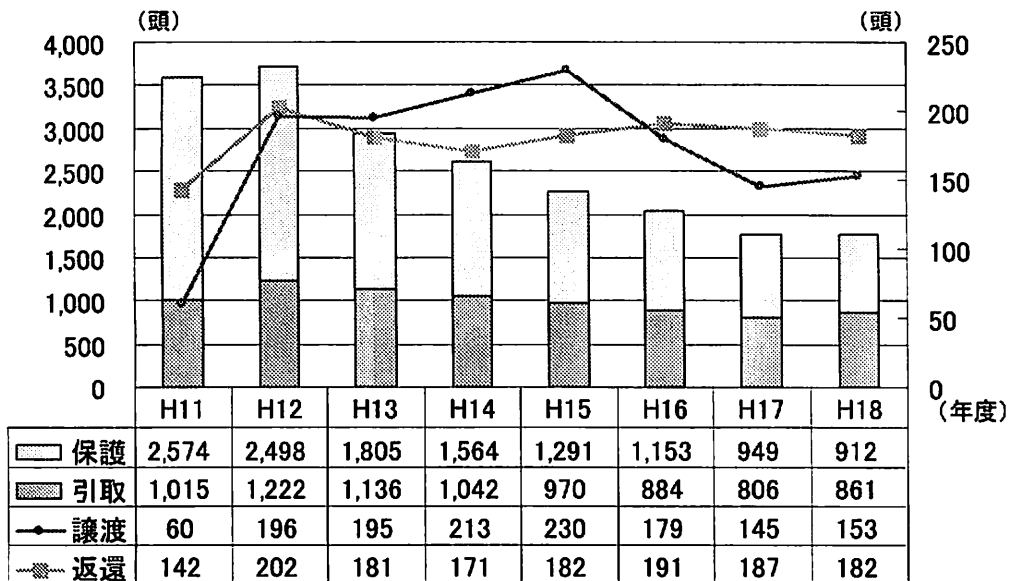
上図は、県動物愛護センターと保健所に保護・引取で收容された犬の頭数の推移を示しています。

保護・引取数は、平成18年度と平成11年度を比べると総数で2分の1に減少しており、特に子犬は約3分の1まで減少しています。

これは、不妊・去勢手術の普及啓発により望まない子犬を生ませない飼い主が増えていると推測されます。

処分数は、收容数とほぼ同じ推移を示しています。

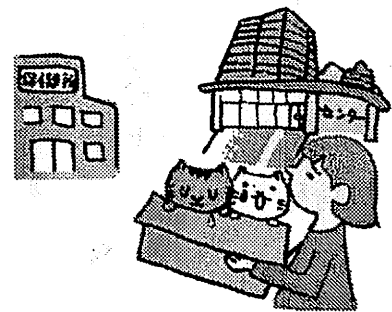
犬の保護・引取及び返還・譲渡数



野良犬として保護された犬の数は、平成18年度と平成11年度を比べると約3分の1に減少していますが、飼い主が飼えなくなって引き取られた犬の頭数は、横ばいの状況にあります。

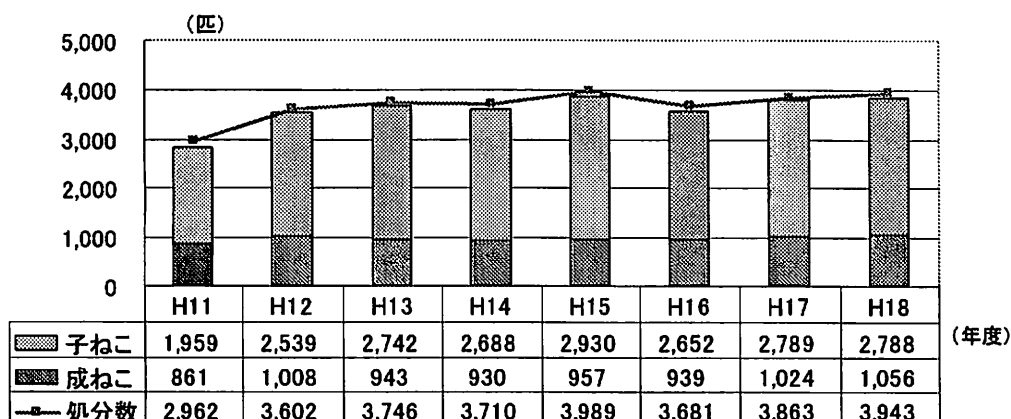
このことから、遺棄されて野良犬化する犬は減少しているが、飼い主が犬を適正にコントロールできず、手に負えなくなって引取りを求めるケースがいまだに相当数あると推測されます。

返還・譲渡頭数については、県動物愛護センターが設立された平成12年度から横ばいで推移しています。



イ ねこの引取等の状況

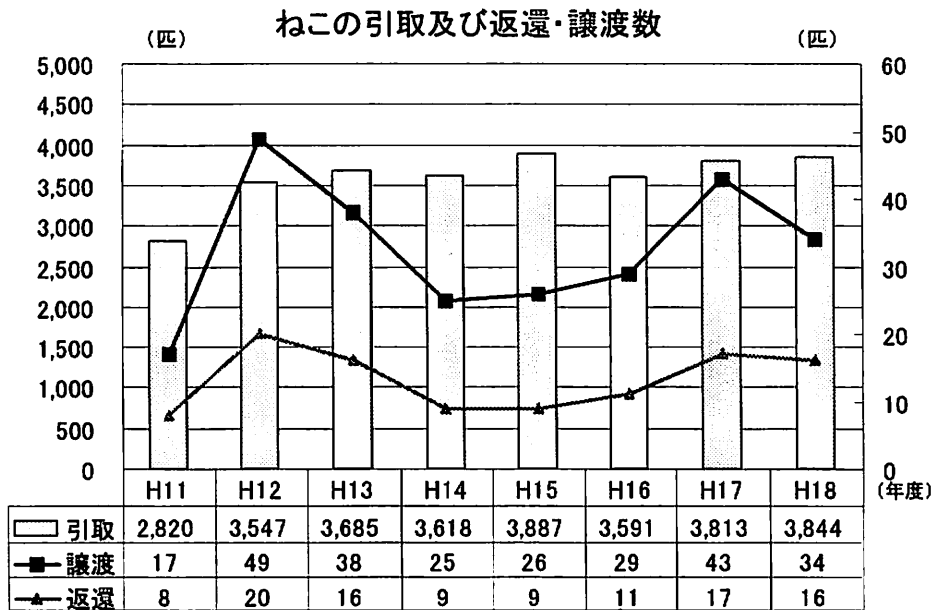
ねこの引取及び処分数



注：ねこの引取数は、飼い主の不明なねこ、飼い主が種々の理由により飼えなくなり、保健所等に引き取られたねこの合計です。

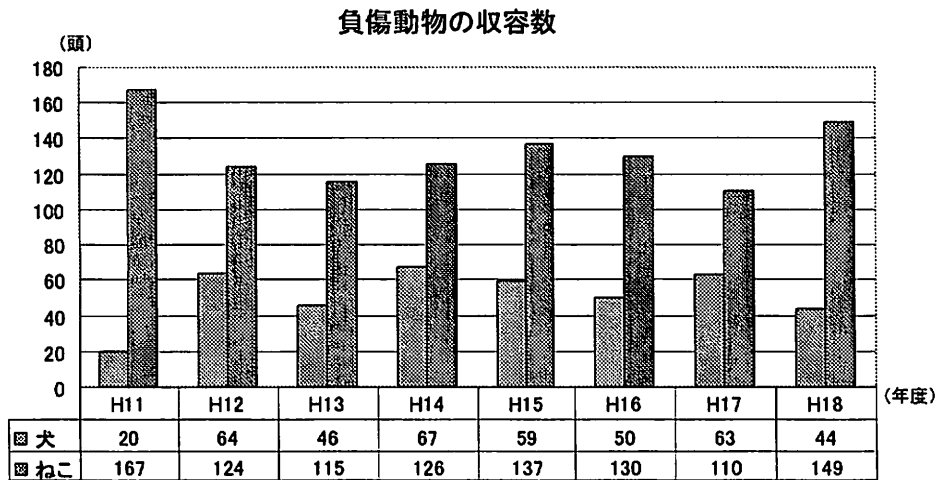
上図は、県動物愛護センターと保健所に引き取られ収容したねこの頭数の推移を示しています。ねこの引取数は、平成12年度以降、3,000匹を超え、そのうち子ねこの引取数は全体の約70%を占めていることから、飼い主が適正に飼養できていないことを示しています。また、ねこの場合は、犬と違って係留義務がなく、屋外飼養が多いため犬のように適切な不妊・去勢措置がなされていないケースが多いと推測されます。

処分数は、収容数とほぼ同じ推移を示しています。



上図は、ねこの引取頭数と返還・譲渡頭数の推移を示しています。
 平成12年度の県動物愛護センターの業務開始時には増加しましたが、
 ほぼ横ばいで推移しています。

ウ 犬及びねこの負傷動物の収容状況



上図は、負傷し、動けなくなった犬及びねこの通報を受け、現地で収容を行い
 治療等を行った頭数の推移を示しています。

また、ねこについては毎年100匹以上収容されています。

③ 苦情・相談等

平成11年度から平成18年度までに保健所等に寄せられた苦情の内容は次のとおりです。

犬に係る苦情・相談及び依頼件数

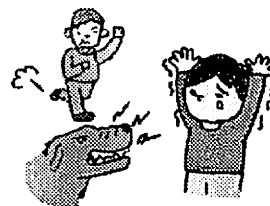
年 度		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
苦情・ 相談	放し飼い	287	291	252	232	205	207	192	146
	鳴き声	64	54	65	61	70	75	73	61
	糞尿・その他	710	775	805	920	931	892	1009	787
	小計	1,061	1,120	1,122	1,213	1,206	1,174	1,274	994
依頼	保護	1,864	1,406	1,385	1,283	1,227	1,013	887	809
	引取	396	780	687	603	611	563	508	525
	迷い犬問合わせ	173	179	146	207	217	268	240	202
	小計	2,433	2,365	2,218	2,093	2,055	1,844	1,635	1,536
合計		3,494	3,485	3,340	3,306	3,261	3,018	2,909	2,530

苦情・相談等のうち、放し飼いによる苦情と野良犬保護の依頼が平成18年度と平成11年度を比べると半減しており、また迷い犬の問い合わせが増えていることから、飼い主のモラル向上がうかがえます。しかし、鳴き声・糞尿等の苦情については、横ばいであることから、まだ、飼い主が適正に飼養しているとは言えない状況です。

犬による咬傷事故

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
咬傷事故届出数	38	28	30	47	26	28	23	26

平成18年度と平成11年度を比べると咬傷事故はほとんど減少していません。主な発生原因としては、犬のしつけがなされていない、または放し飼いなど飼い主の不適正飼養によるものです。



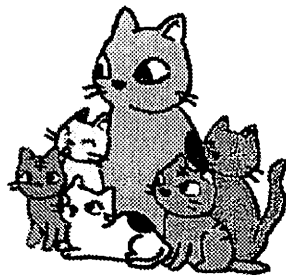
ねこに係る苦情・相談及び依頼件数

年 度		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
苦情・ 相談	放し飼い	0	0	0	0	1	0	1	0
	鳴き声	2	4	2	3	4	7	8	4
	田畑荒らし	3	1	3	6	16	10	13	12
	糞尿	7	25	33	41	62	48	34	41
	飼育指導・その他	85	107	125	193	187	255	278	237
	小計	97	137	163	243	270	320	334	294
依頼	収容等	29	51	96	93	88	97	94	87
	引取り	1,291	1,490	1,225	1,132	1,339	1,303	1,385	1,436
	迷いねこ問合わせ	28	34	42	39	28	49	42	36
	小計	1,348	1,575	1,363	1,264	1,455	1,449	1,521	1,559
合計	1,445	1,712	1,526	1,507	1,725	1,769	1,855	1,853	

ねこの苦情・相談については、平成18年度と平成11年度を比べると約3倍に増加しています。飼育指導・その他の問題が増加しているのは、飼い主の不明なねこの苦情が増加しているためです。このことから、飼い主の不適正飼養が原因と推測されます。

引取りは、子ねこが生まれて飼えなくなるケースが多くあり、不妊・去勢手術を施すことが飼い主に求められます。

また、飼い主不明のねこに餌を与える人がいるため、野良ねこが増え、地域の問題になる事例も発生しています。



④ 動物取扱業
(動物取扱業者数)

年度 \ 種別	販 売	保 管	貸出し	訓 練	展 示	合 計
平成12年度	78	49	3	12	19	161
平成13年度	84	56	3	13	21	177
平成14年度	91	62	2	14	22	191
平成15年度	109	70	3	15	22	219
平成16年度	116	65	3	14	20	218
平成17年度	134	83	13	8	23	261
平成18年度	151	121	1	14	15	302

(※平成18年度は、平成19年5月末日までの累計：改正動物愛護法による動物取扱業申請の経過措置)

平成12年度に「和歌山県動物の保護及び管理に関する条例」を制定し、動物取扱業者の届出制を始めました。平成17年度に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、動物取扱業が条例による届出制から法律の登録制へ移行しました。

併せて、事業所ごとに動物取扱責任者を選任することや動物取扱責任者に都道府県知事等が行う研修会を受講するなども義務づけられています。

動物取扱業者は平成12年度に比べ、「販売」と「保管」が約2倍に増加しています。

(2) 動物愛護の意識変化と社会的理解

① 動物との絆と意識の変化

人と動物が共に生活してきた歴史は1万年をはるかに超えます。飼養動物は経済的もしくは実用的な恩恵を人にもたらしてくれました。

また、友好的な動物の存在とその動物との交流が、接触による安堵感をもたらしたり、不安を減少させるなど、心理学的にも生理学的にも人に多大な影響を与えているといわれています。

最近では愛玩（ペット）としてではなく、人生の伴侶として関係性を見直す人が「人と動物の絆（HAB）」と呼び、人にとって自然な結びつきであり、命ある生き物との交感・交流がかけがえのない大切なものであるという共生意識を高めています。

動物等の死亡などによる飼い主のペッロス（愛玩動物喪失）の問題も起こっています。



② 動物への社会的理解



盲導犬など身体の不自由な人を助ける動物が育成され活躍していますが、過去には、旅館・ホテル等への同伴を拒否されることが本県でもありました。平成14年には「身体障害者補助犬法」が定められ、障害者の社会参加が促進されています。今後とも、関係機関と連携し、動物に対する社会的理解への普及・啓発に努めていく必要があります。

③ アニマルセラピー

動物と触れ合わせることでストレスを軽減させたり、あるいは自信を持たせたりすることをアニマルセラピーと呼び、子どもや高齢者の医療の現場で試行的に行われています。今後の研究に期待が寄せられています。



(3) 飼養水準の現状

① 県動物愛護センターの事業

(県動物愛護センターの事業等の利用者数)

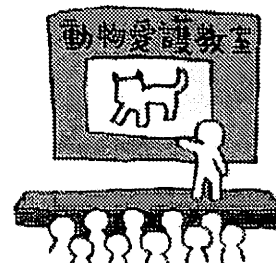
種別 年度	来館者数 (人)	動物愛護 教室(人)	しつけ方 教室(組)	譲渡講習 会(人)	わうくら す(学校 数)
平成12年度	142,845	3,531	150	176	—
平成13年度	221,220	4,122	179	253	—
平成14年度	200,300	6,809	149	200	1
平成15年度	215,920	6,294	41	265	2
平成16年度	194,210	8,809	48	224	3
平成17年度	213,160	8,541	94	215	6
平成18年度	219,100	7,661	150	233	7

平成12年7月に県動物愛護センターを現在の紀美野町に開設し、毎年約20万人以上の来館者に利用されています。

県動物愛護センターの施設の面積は、約95,000㎡で、建築物としては、愛護棟、管理棟、ふれあいドーム及びふれあい動物舎などがあり、「オリエンテーションホール」、「展示室」、「図書情報コーナー」などや、子犬とふれあうスペースを備えています。

動物愛護に関する事業として、動物愛護教室は、県動物愛護センターを利用する保育所、幼稚園、小学校、各種団体等の児童等に対し、命の大切さや犬との接し方等の授業を実施しています。

しつけ方教室は、県動物愛護センターから犬の譲渡を受けた方を対象として実施しています。



また、動物の譲渡を希望される方には、適正かつ終生飼養できる新たな飼い主になっていただく譲渡講習会を毎月3回実施しています。

「わうくらす (Wakayama Animal Welfare Classの略)」は、平成14年度より、学校における総合的な学習の時間を利用して複数回にわたって動物愛護について学習する授業です。

その他に県動物愛護センターの事業として、次のことを行っています。

- ・犬及びねこの引取
- ・野良犬、負傷動物等の収容
- ・引取った犬及びねこ並びに収容した野良犬、負傷動物等の譲渡及び処置
- ・犬・ねこの失踪届受理・照合
- ・狂犬病の予防
- ・動物由来感染症等の調査及び研究

② 獣医療の現状

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
動物病院数	73	76	76	73	81	77	81	83

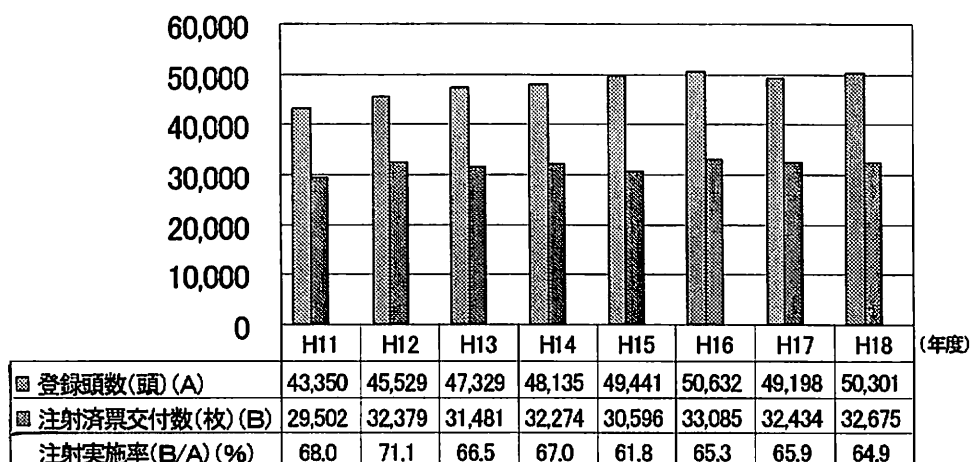
この表は、県内の動物病院の届出数の推移を示しています。平成18年度の動物病院の分布は、紀北51施設、紀中8施設、紀南24施設となっています。市町村別では、和歌山市が30施設と最も多く、また、13町村には、動物病院がありません。

③ 人と動物の感染症への取組

近年、動物展示施設が原因とされた小鳥からのオウム病の集団感染事例やふれあい動物イベントが原因とされた腸管出血性大腸菌（O157）集団感染事例、さらに平成18年11月にはフィリピンより帰国した男性が、現地で狂犬病ウイルスに感染し、国内で発症し死亡した事例など、動物由来感染症対策が課題となっています。県では、動物病院と連携し、動物由来感染症の情報収集および提供体制の整備に努めていきます。

また、狂犬病対策としては、犬の登録頭数、注射済票交付数及び注射実施率が次図のとおり推移しています。予防注射の実施率は、世界保健機構（WHO）が提唱するまん延防止に必要な70%を下回っています。さらに、未登録犬が多数存在することを踏まえると、飼い主の狂犬病に対する危機意識を高め、未登録犬を含めた予防注射接種率を上げる必要があります。

犬の登録頭数及び注射済票交付数



(4) 動物の危害及び遺棄・逸走

飼い犬による危害のほとんどを占める咬傷事故は、飼い犬のしつけの問題やストレスをかけるなど不適正飼養が大きな原因と考えられています。

また、犬・ねこ以外の様々な動物種が飼われており、遺棄や逸走などにより野生化し、農作物被害や在来固有の生態系を圧迫するなどの問題が生じています。このため、野生動物の適正な飼養及び保管並びに危害防止に努める必要があります。

最近ではワニガメ等の特定動物が河川・用水路に遺棄されることにより近隣住民に危害がおよぶ可能性もでています。

特定動物の飼養は許可制になっており、飼養状況は次のとおりです。

(県内の特定動物の飼養許可：平成19年5月末日現在)

動物種	施設数	飼養頭数	飼養目的
アジアゾウ	1	2	展示
アフリカゾウ	1	3	展示
アメリカバイソン	1	4	展示
カバ	1	2	展示
キリン	1	3	展示
クロサイ	1	1	展示
コビトカバ	1	1	展示
アンデスコンドル	1	1	展示
シシオザル	1	2	展示
ジャイアントパンダ	1	8	展示
シロサイ	1	5	展示
タテガミオオカミ	1	2	展示
チーター	1	12	展示
チンパンジー	1	8	展示
トラ	1	4	展示
ハクトウワシ	1	5	展示
ヒグマ	1	6	展示
ホッキョクグマ	1	2	展示
マントヒヒ	1	23	展示
ユキヒョウ	1	1	展示
ライオン	1	26	展示
ワニガメ	3	5	展示4・愛玩1
ボアコンストリクター	1	5	愛玩
エラブウミヘビ	1	3	展示
イヌワシ	1	4	試験研究等
オオワシ	1	2	試験研究等
ニホンマムシ	1	3	展示
ツキノワグマ	2	2	展示1・愛玩1
ニホンザル	1	11	展示
合計	29種	156頭	

(5) 非常災害時における対応

災害時においては、人と同様、動物も被災し、亡くなったり、負傷したりします。また、飼い主の不注意により避難や負傷後の手当が遅れたりします。

阪神淡路大震災、三宅島噴火災害や新潟県中越地震などの経験をふまえ、非常災害の際の被災動物の救護、逸走動物による危害の防止を図るため、「和歌山県災害動物救援マニュアル」を作成し、被災動物の避難場所を市町村と協力し確保することが重要となっています。

3 動物愛護管理推進計画の目標と施策

動物愛護管理推進計画の具体的な数値目標



次のような10年後の具体的な数値指標を設定し、目標達成できるよう推進計画の考え方にある動物愛護の施策を推進します。

	方向性	5年後 割合目標 (数値)	10年後 割合目標 (数値)	平成18年度 実績値
犬・ねこの保護・引取、処分頭数	減らす	30%減	50%減	5,617匹 (保護・引取数) 5,425匹 (処分数)
犬の返還譲渡率 ※注1 $\left(\frac{\text{返還・譲渡数}}{\text{収容頭数}} \right)$	増やす	25%	30%	19% (314匹)
ねこの譲渡率 ※注2 $\left(\frac{\text{譲渡数}}{\text{収容頭数}} \right)$	増やす	3%	5%	1% (34匹)
苦情・相談等件数	減らす	25%減	50%減	4,383件
「わうくらす」実施延学校数	増やす	100校	200校	11校
狂犬病予防注射接種率	増やす	70%	75%	64.9%

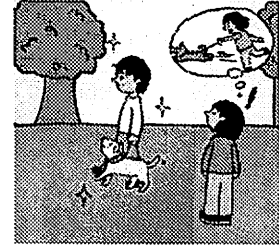
※注1：犬の収容頭数とは、飼い主の不明な犬、飼い主が種々の理由により飼えなくなり、保健所等に引き取られた犬と狂犬病予防法により捕獲された野良犬です。

※注2：ねこの収容頭数は、飼い主の不明なねこ、飼い主が種々の理由により飼えなくなり、保健所等に引き取られたねこ及び負傷して収容されたねこです。

施策1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発

動物愛護の普及は、単なる動物好きや飼養者を増やすことではなく、動物について正しい知識を持ち、飼い主となった場合は終生飼養する責任を果たすことができるよう動物愛護精神を広めることです。

こうした動物愛護の普及を家庭、地域、学校など多くの場において継続的に実施します。



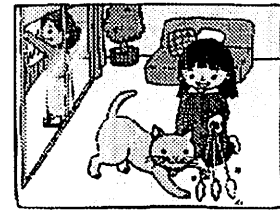
① 動物に対する正しい理解・飼い方の普及

ア 飼い方講習会の実施

県は動物の譲渡を受けた方を中心とした飼い方講習会を開催するほか、市町村と協力して、講習会の対象・内容を充実するとともに、これから動物を飼おうと考えている県民や飼養知識の習得を希望する方々にも広く参加できるように講習会を各地で開催していきます。

イ ねこの屋内飼養の普及啓発

ねこは屋外で多数飼われていますが、感染症の予防やストレスの軽減、望まない繁殖を防ぐなどの様々な観点から屋内で飼養することが望まれています。



今後、民間ボランティアの参加を得て、県内各地において屋内飼養を中心とした内容のねこの飼い方講習会を開催していきます。

また、屋外で飼う場合には、原則として、去勢手術・不妊手術等繁殖制限の措置を講じるよう飼い主に普及啓発します。

ウ 動物愛護教室・わうくらす・WAWFESTA（ワウフェスタ）・動物愛護フェスティバルの推進



人と動物とのふれあいを通じ、命の大切さや思いやりの心を育み、児童等に愛護精神を育てていくため、引き続き、県動物愛護センターにおいて動物愛護教室を開催します。

「わうくらす」は、動物愛護精神の普及啓発に、有効な手段の一つであることから、複数の学年での実施や学校の実施時間数に応じたカリキュラムを作成することにより、

教育現場が実施しやすいように教育委員会等と連携し、実施校を増やしていきます。

また、広く県民の方に動物愛護の普及啓発を図ったり、動物の飼い方の相談に応じる事業として年4回、県動物愛護センターでWAWF ESTA（ワウフェスタ）を実施していますが、動物愛護週間（毎年9月20日から9月26日まで）には県内各地で動物愛護フェスティバルを開催し、普及啓発を充実します。

② 動物愛護推進員制度

地域において犬、ねこ等の動物の愛護の推進に意欲と知識をもっている人に「動物の愛護及び管理に関する法律第38条」に基づき動物愛護推進員を委嘱します。また、地域に密着した動物飼養に係る多くの問題に対して、迅速な問題解決と発生防止を図るため、推進員を対象に必要な知識の習得、スキルアップを目的とした研修会の開催や様々な推進員活動を充実します。

※動物愛護推進員

- (1) 動物愛護普及活動に興味のある県民で、動物愛護普及の知識を習得し、地域において活動実績がある人
- (2) 動物愛護に関する専門知識を有する獣医師等の有識者で現に活動を行っている人

動物愛護推進員の主な活動項目

- 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他必要な支援をすること。
- 犬、ねこ等の動物の愛護と適正飼養の推進のため県が行う施策に必要な協力をすること。

③ 動物愛護推進協議会の設置

動物愛護ボランティアの育成と活動を支援するとともに、「動物の愛護及び管理に関する法律第39条」に基づき動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うため、和歌山県動物愛護推進協議会を設置します。

動物愛護推進協議会の主な活動項目

- 動物愛護管理行政の推進に関する意見交換及び総合調整に関すること。
- 県民に対する動物の適正飼養及び愛護意識の普及啓発
- 和歌山県等が実施する動物の適正飼養及び愛護関係事業への協力

④ 普及啓発媒体の効果的・効率的活用

動物の愛護及び適正飼養の普及啓発のため、マスメディアへの資料提供や、県のホームページの内容を充実します。

また、地域社会の有効な情報共有手段となる地域のコミュニティ誌・情報誌などを活用し、地域の実情に応じた情報提供に努めます。

施策2 動物管理の適正化

動物の飼養者や動物取扱業者は、命のある動物に対して責任を果たすとともに管理を適正にする必要があります。

① 動物取扱業の管理・指導

ア 動物取扱業者の資質向上

動物取扱業者は、動物取扱責任者を置き、動物販売時に、適正な飼養方法、将来像などを購入希望者に説明することを義務づけられています。今後とも、飼養希望者に適正な動物種選択と適正飼養を促すとともに、飼養放棄や望まない繁殖による引取、遺棄、不適正な飼養などを防止する役割も担えるよう指導します。

また、動物取扱責任者が一般飼養者への模範となり適正飼養やしつけ方を普及啓発できるよう、動物愛護や動物の取扱いに関する講習会を開催し、資質向上に努めます。

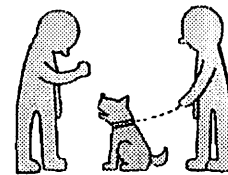
イ 監視指導の強化

動物取扱業者による動物の遺棄や多数の動物の飼養及び不適正飼養などが社会的にも問題になっています。

県は、改正法における動物取扱業の登録制度を厳格に運用するとともに、法令を遵守するよう定期的に監視指導を行います。

② しつけ方教室の普及

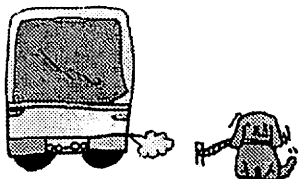
動物の適正な管理を普及するため、民間ボランティアと連携し、動物のしつけ方教室を開催するとともにしつけ相談を実施します。



③ 多数の動物の飼養者への指導

多数の動物を飼養することは、不適正飼養による動物虐待及び感染症の蔓延するおそれもあり、地域住民からの苦情も寄せられることから、多数の動物の飼養者には適正な飼養施設の設置又は適正な飼養数を指導します。

④ 動物の遺棄及び逸走の防止



動物の飼い主に対し終生飼養及び適正な管理を啓発し、遺棄や逸走することのないよう指導します。特に人の生命・身体に害を加えるおそれのあ

る特定動物の逸走防止を図るために、飼養施設を定期的に巡回指導します。

また、愛玩動物を遺棄した者に対しては、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき告発をすることも検討し、適切に対処します。

さらに、遺棄や逸走した場合に飼い主が特定できるよう個体識別（マイクロチップの活用等）の調査研究を進め、普及啓発に努めます。

⑤ 犬の登録と狂犬病予防注射接種の啓発

市町村、獣医師会、動物取扱業者及び関係団体と連携し、犬の登録や狂犬病予防注射接種率の向上に向け、普及啓発を行っていきます。

⑥ 地域ねこ対策支援

県内各地において、屋外飼養のねこや飼い主の不明なねこに一時の感情で、エサを与えることにより、繁殖したねこが増えています。こうした地域で繁殖したねこを地域で、適正に管理するため、無責任な餌やり行為をやめる運動や、不妊・去勢手術等の繁殖制限の実施など市町村と連携して取り組んでいきます。



⑦ 実験動物の適正な取扱いの推進

実験動物の飼養に関する基準及び動物実験に関するガイドラインにのっとり大学、病院、研究機関などの施設の実験動物の飼養状況を定期的に把握します。

また、実験動物が適正に取り扱われるよう「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）を遵守するよう指導します。

⑧ 産業動物の適正な取扱いの推進

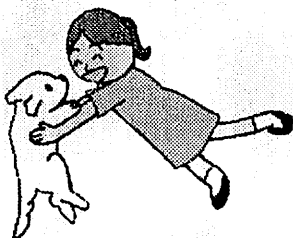
畜産課等関係部局と連携し、畜産業者、養鶏業者等に対して畜舎等の巡回指導の際に適正な動物の取扱いや施設の管理及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を普及啓発していきます。

施策3 動物処分頭数減少への取組

動物の処分頭数を減少させるため、次の取り組みを実施します。

① 処分頭数の減少

ア 飼い主への返還率の向上及び収容動物の譲渡



保護及び拾得時に速やかに元の飼い主に返還できるよう、犬の飼い主には鑑札・注射済票の装着を、ねこの飼い主には首輪と名札の装着を推進するため、鑑札・注射済票・首輪・名札・マイクロチップの装着推進のパンフレット・ポスター等を作成し、配布

するとともにインターネットを活用し、啓発を行います。

収容された犬・ねこについては、飼い主を捜すため、現在の収容日数を延長し、飼い主への返還率向上に努めます。

現在の譲渡制度を充実することにより収容する動物における譲渡率、向上に努めます。

イ 譲渡事業の充実・調査・研究

譲渡事業の目的は、地域の適正飼養者を増やしていくことにより収容される動物を減らしていくものであります。

譲渡事業を行う県動物愛護センターが紀美野町に位置することから、インターネットを活用した譲渡情報を提供するとともに、譲渡講習会の機会を創出し、県内全域で動物の譲渡ができる体制を整備します。

また、動物愛護関係団体と連携した譲渡活動について、役割分担に応じた施策の実施について研究します。

譲渡を受けた方々には、地域での適正飼養を実践していただけるよう適正飼養講習会やしつけ方教室の参加を促進し、さらに、適正飼養を確認するためのアンケート調査や里帰り事業などを充実し、フォローしていきます。



ウ 不妊・去勢措置の推進

現在、ストレスの軽減や生殖・泌尿器系の病気の予防の方法として不妊・去勢措置が効果的であるといわれています。単に飼い主のいない不幸な命を少なくするためだけではなく共に生きているパートナー

として、不妊・去勢措置は飼い主の責任であることを理解していただくため、県は市町村・民間ボランティアと連携し普及・啓発を推進していきます。

施策4 危機管理対策

① 動物由来感染症予防及びまん延防止対策

近年、動物の国際的な往来が増加しており、狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症が国内に侵入する可能性があります。このような感染症が国内に侵入した場合、迅速な拡大防止措置を執る必要があります。

このため、平常時から動物段階での発生状況など疫学情報を把握し早期発見に努めるとともに、発生時の対応マニュアルなどの感染予防体制を整備・充実していきます。

ア 動物由来感染症の情報収集・分析・提供体制の整備

県内の各地域における定点の感染症発生情報を収集し、分析して関係機関等に情報提供を行います。また、医師会、獣医師会、県立医大等で構成する動物由来感染症対策連絡会議を必要に応じて開催し、関係機関の情報交換や、感染症発生情報の分析や流行予測、マニュアルの策定などを行います。さらに、県のホームページ等で感染症発生情報を提供し、県民への注意喚起を図ります。

イ 動物由来感染症の疫学調査

感染症発生情報の分析や流行予測などから、情報確認・原因確認のための検査及び計画的な疫学調査を行います。

② 災害時の対応

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難者の同伴動物等にかかる苦情も予想されるため、県は、動物愛護の観点から、「緊急災害時動物救援本部」と連携して動物の収容活動及び救助活動等を実施します。

ア 被災地域における動物の保護

所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、和歌山県災害動物救援マニュアルに従い、県は市町村、県獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等に協力を要請し、動物の保護に努めます。

イ 避難所における動物の適正な飼育

県は、避難所を設置する市町村と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な指導等を行うなど、動物の愛護及び環境

衛生の維持に努めます。

ウ 動物救援センター（仮称）の設置

県及び「緊急災害時動物救援本部」は、市町村と連携協力し、必要に応じ動物救援センター（仮称）を設置し、被災動物の収容等対策を実施します。

注：「緊急災害時動物救援本部」とは、政府認可の5法人で構成し、被災活動の一環として動物の救済活動を支援します。

構成団体

- ・（財）日本動物愛護協会（本部の事務局）
- ・（財）日本動物福祉協会
- ・（社）日本愛玩動物協会
- ・（社）日本動物保護管理協会
- ・（社）日本獣医師会

4 計画の推進

(1) 行政・民間団体等の役割分担と協働体制

動物愛護推進には、広く県民の理解と協力を得ることが何よりも大切です。このため、県・市町村・民間団体等が一体となって取り組む必要があります。

「きらい」という感情で、動物の存在自体を否定しようとする人がいる一方で、「かわいそう」という感情で、動物を溺愛する人がいます。

感情による動物との接し方の度合いが大きくなれば、前者は、動物虐待につながり、後者は、周辺住民にも迷惑をかける地域ねこを増やすこととなります。

動物に対する正しい理解を得られるよう県は、県民の事業への参加を促進し市町村や各種団体と連携・協働しながら一層の施策推進と事業展開を図ります。

① 行政

ア 保健所・動物愛護センターの役割強化

動物愛護推進の核となる県動物愛護センターが県北部の紀美野町にあるため、県内全域に動物愛護事業を展開できる方策について、保健所機能を充実強化することや普及啓発機能の紀南への設置を含めて検討していきます。

イ 県による市町村への技術的支援及び市町村との連携

市町村は、住民に一番身近な存在であり、地域特性に応じたきめ細やかな対応をすることが可能です。県は、市町村が行う動物愛護推進事業に対し、技術的支援を行います。また、市町村への的確な情報提供を行うなど、相互の交流と情報の共有化を図り、市町村単独では解決困難な課題に対し連携を行い解決に取り組むなど、動物愛護及び適正飼養を推進します。

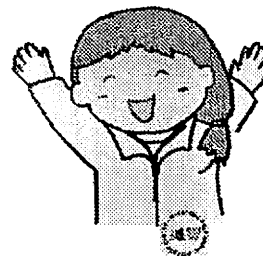
ウ 国、他府県との連携

情報、流通などの進歩から動物取扱業等の販売活動が広まり、その苦情や感染症の問題など府県の範囲を越えて発生している事象もあることから、他府県との連携を図るとともに、必要に応じて国と情報交換が行えるような体制を推進していきます。

② 民間団体等

県内において様々な方々が、動物愛護推進に関するいろいろな取り組みを行っています。

県・市町村では動物愛護の普及、動物の適正飼養の啓発を行います。県内全域において広めるためには民間団体等の参加と協力が大きな力となります。県・市町村は、民間団体等の動物適正飼養の活動が円滑に進むよう支援を行っていきます。



(2) 計画の評価と見直し

動物愛護管理基本指針の改正及び社会情勢の変化に柔軟に対応していくために、5年後を目途にその実施状況をふまえ、施策の評価と見直しを行います。